

# 第48回秋田県こけし展コンクール出品規定

**第1条** コンクールには次の部門を設ける。

(1) 工人部門

秋田県内のこけし製作者若しくは木地山系こけしの製作者で、過去1年以上製作活動に従事している者。

(2) 一般部門

県内在住のこけし製作者に師事し、自らの作品の出品を希望する者。

**第2条** コンクールへの出品に関しては次のとおり取り扱うものとする。

(1) 出品申込

所定の申込書に記入のうえ、事務局が指定する期日までに申し込む。

ただし、出品できる作品は過去1年内に製作されたものに限る。

(2) 出品料

無料とする。

(3) 搬入日時及び場所

①日時 令和8年2月13日（金）午前10時から

②場所 湯沢グランドホテル 1階

（湯沢市材木町1-1-1 TEL0183-72-3030）

③費用 搬入に要する費用は出品者の負担とする。

(4) 出品作品の受理保管

出品作品の受理保管については、主催者が善良な管理者の注意をもって作品を保管する。ただし、天災、その他不可抗力によって生じた損害については、その責を負わない。

(5) 搬出及び送料

搬出は、展示会終了後ただちに行い、搬出に要する費用は出品者の負担とする。

**第3条** 審査は次の事項を勘案して行う。ただし、一般公募部門に関してはこの限りでない。

(1) 作品に対する評価

①形態、描彩の技術

②木地仕上げ、技術の精度

③用材の選択

(2) 工人に対する評価

①こけし製作の経験力、年数

②過去における作品の評価

**第4条** 審査委員は、学識経験者の中から主催者が委嘱し、審査委員会を構成する。

**第5条** 審査委員会の運営は、委員の互選により委員長1名を定め、その指示によって行う。

**第 6 条** 審査は授賞候補作品の中から、審査委員の合議により授賞作品を決定する。

**第 7 条** 伝統こけしの製作者のうち、多年にわたり研鑽を重ねた優秀な工人を無審査工人として推戴する。

**第 8 条** 審査においては新人育成に考慮する。

**第 9 条** 審査会場には委員長が許可する者以外の立ち入りを禁止する。

**第10条** 審査委員は次のとおりとする。

秋田県 産業労働部 地域産業振興課長  
株式会社 秋田県物産振興会 代表取締役社長  
秋田こけし会 会長  
湯沢市観光物産協会  
主催者（実行委員会委員長）が推薦する者  
湯沢市 産業振興部長 (以上予定)

**第11条** 審査日時及び場所

- ① 日時 令和8年2月13日（金）午後1時30分から  
② 場所 湯沢グランドホテル 1階

**第12条** 審査の結果、優秀作品に対し奨励賞として次のとおり賞状並びに副賞を贈る。

- (1) 工人部門(賞状及び副賞)  
秋田県知事賞・湯沢市長賞・秋田魁新報社賞  
(2) 一般部門(賞状)  
湯沢市芸術文化協会会长賞

(以上予定)

**第13条** 上記授賞作品については永年保存するものとし、一般に公開するため主催者が所有するものとする。

**第14条** 授賞式日時及び場所

- ① 日時 令和8年2月13日（金）午後2時30分から  
② 場所 湯沢グランドホテル 1階

**第15条** この規定に定めない必要な事項は、審査委員会と主催者の協議により決定する。

※リーフレットには、第47回秋田県こけし展コンクール入賞作品の写真を貼付する。